

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
11月20日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) ..... 五

家畜伝染病の届出 (畜産振興課) ..... 五

保安林予定森林 (山口市) (森林整備課) ..... 五

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課) ..... 六

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (水産振興課) ..... 六

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (二件) (住宅課) ..... 七

公告

国土調査の成果の認証 (地域政策課) ..... 八

ふく処理師試験の実施 (生活衛生課) ..... 九

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 九

農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農業経営課) ..... 〇

土地改良区役員の届出 (農村整備課) ..... 〇

換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 〇

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業 (第四換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 〇

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業 (第五換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 〇

地域森林計画の案の縦覧 (森林企画課) ..... 一

地域森林計画の変更の案の縦覧 (三件) (森林企画課) ..... 一

一般競争入札の実施 (物品管理課) ..... 二

漁業告示

漁業法第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定による指示 ..... 三

### 山口県告示第五百八十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十一月二十日から同年十二月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 隔 隔 時 間 連 続 時 間 一 日 当 た の 使 用 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要
二七-イ	四〇〇	平成一九、 一、二、一	平成二〇、 二、二、九	平成二〇、 三、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「二七-イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する過施設をいう。

排水口	排出水の汚染状態の値	
	通常最大	通常
水素イオン濃度 (水素指数)	通常最大	通常
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常最大	通常
浮遊物質 (mg/l)	通常最大	通常
鉍油類 (mg/l)	通常最大	通常
窒素 (mg/l)	通常最大	通常
リン (mg/l)	通常最大	通常
排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	通常最大	通常

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

総合排水処理施設	中和処理施設		種 類	項目	
	処理後	処理前		通常最大	通常
処理後	八	七	汚水等	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)
処理前	九	八	汚染状態	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)
処理後	三	二	窒素	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)
処理前	五	九	リン	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)
処理後	一四〇	二八〇	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	鉍油類 (mg/l)	通常最大
処理前	二〇	二八〇	通常	窒素 (mg/l)	通常
処理後	一・三	〇・七	最大	リン (mg/l)	最大
処理前	二・二	一・三	通常	リン (mg/l)	通常
処理後	〇・一	〇・四	最大	リン (mg/l)	最大
処理前	〇・二	〇・一	通常	リン (mg/l)	通常
処理後	二、九三三、五〇八	一、六〇三	最大	リン (mg/l)	最大
処理前	二、九三三、五〇八	一、六〇三	通常	リン (mg/l)	通常

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

総合排水処理施設	中和処理施設	種 類	構造		能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間 の間隔	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
			構造	能								
堰 囲い	コンクリート製	構造	三、八四〇、〇〇〇	二、〇〇〇	中	和	連	続	二四時間	変動なし	(既)	(設)

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値	
	通常最大	通常
水素イオン濃度 (水素指数)	七・三	三・五
化学的酸素要求量 (mg/l)	二	一
浮遊物質 (mg/l)	九	九
窒素 (mg/l)	〇・七	一・三
リン (mg/l)	〇・四	〇・四
汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	四〇〇	四〇〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

No. 2	No. 1
排水口	排水口
"	八
"	九、六
三	二・五
五	四・三
一〇	六
二〇	一三
"	検出せず
一・三	〇・九
二・二	一・二
"	〇・一
"	〇・二
二、九三、五〇八	一四〇、四〇〇
二、九三、五〇八	二四〇、四〇〇

山口県告示第五百八十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十一月二十日から同年十二月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
  - 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
  - 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十四号の合成ゴム製造業の用に供する脱水施設及び水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設変更しようとする事項の内容
  - 四 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
- (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	
		水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
通 常 最 大	通 常 最 大	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)
		浮 遊 物 質 量 (mg/l)	燐 (mg/l)
通 常 最 大	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	

酸化処理施設				凝集沈殿処理施設				種類	
処理後		処理前		処理後		処理前		項目	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	通	大
七	一〇	"	二	"	七	"	一〇	水素イオン濃度 (水素指数)	汚水の汚染状態の値
八〇六	"	"	一〇八	"	"	"	一〇四	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)
四一六	五五五	一、二六四	一、六八六	一四〇	二〇七	二八四	四二〇	浮遊物質質量 (mg/l)	室態の値
四一六	五五五	一、二六四	一、六八六	一四〇	二〇七	二八四	四二〇	浮遊物質質量 (mg/l)	室態の値
"	"	"	二	五	八	一九四	二八七	浮遊物質質量 (mg/l)	室態の値
"	"	"	二	五	八	一九四	二八七	浮遊物質質量 (mg/l)	室態の値
"	"	"	"	"	"	"	検出せず	浮遊物質質量 (mg/l)	室態の値
一・七三	二・三	一・一三	一・五	二五・五	三八	二五・五	三八	浮遊物質質量 (mg/l)	室態の値
一・七三	二・三	一・一三	一・五	二五・五	三八	二五・五	三八	浮遊物質質量 (mg/l)	室態の値
"	"	"	〇・〇四	〇・四二	〇・四四	〇・四二	〇・四四	浮遊物質質量 (mg/l)	室態の値
"	"	"	〇・〇六	〇・四四	〇・四六	〇・四四	〇・四六	浮遊物質質量 (mg/l)	室態の値
六七二	五〇四	六七二	五〇四	三、四四八	二、三三〇	三、四四八	二、三三〇	汚水等の一日当たりの量 (m³)	大
六七二	五〇四	六七二	五〇四	三、四四八	二、三三〇	三、四四八	二、三三〇	汚水等の一日当たりの量 (m³)	大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四		三七〇口 (二基)		三四一八 (四基)		三四一〇 (四基)	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	八	"	一二	"	"	"	七
"	九〇六	"	一三〇	"	九〇六	"	八〇六
"	三	一、二七二	一、七六七	"	三五〇	"	一一五
"	五	一、二七二	一、七六七	"	三五〇	"	一一五
"	一〇	"	二	"	"	"	六
"	二〇	"	二	"	"	"	六
"	一・三	一・〇八	一・五	一・三七	一・五	一・三七	一・五
"	二・二	一・六六	二・三	二・一	二・三	二・一	二・三
"	〇・一	"	〇・四	〇・三	〇・四	〇・二	〇・四
"	〇・二	"	〇・六	〇・三	〇・六	〇・二	〇・六
二、九三三、五〇八	二、九三三、五〇八	一、二〇〇	八六四	一、八八〇	一、七〇八	一、三三三	二、二二
二、九三三、五〇八	二、九三三、五〇八	一、二〇〇	八六四	一、八八〇	一、七〇八	一、三三三	二、二二

備考 「三四一〇」及び「三四一八」、「三七〇口」並びに「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十四号の合成ゴム製造業の用に供する脱水施設及び水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

総合排水処理施設			
処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	八
"	"	"	九・六
"	"	"	三
"	"	"	五
"	一〇	"	一四〇
"	二〇	"	二八〇
"	"	"	"
"	"	"	一・三
"	"	"	二・二
"	"	"	〇・一
"	"	"	〇・二
二、九三三、五〇八	二、九三五、〇〇八	二、九三三、五〇八	二、九三五、〇〇八
二、九三三、五〇八	二、九三三、五〇八	二、九三三、五〇八	二、九三三、五〇八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排出水の汚染状態の値				排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
			変更後	変更前	変更後	変更前	
		水素イオン濃度(水素指数)	"	"	"	八	
		化学的酸素要求量(mg/l)	"	三	"	四・三	
		浮遊物質(mg/l)	"	一〇	"	六	
		鉱油類(mg/l)	"	二〇	"	一三	
		窒素(mg/l)	"	"	検出せず	〇・九	
		リン(mg/l)	"	一・三	"	一・二	
			"	二・二	"	〇・一	
			"	"	"	〇・二	
			二、九三三、五〇八	二、九二五、〇〇八	"	一四〇、四〇〇	二四〇、四〇〇
			二、九三三、五〇八	二、九二五、〇〇八	"	"	"

山口県告示第五百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年十一月二十日

土地改良区の名称  
徳山中野土地改良区

認可年月日  
平成一九、一一、一三

山口県知事 二井 関成

山口県告示第五百八十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関成

病名	種類	患者又は疑似患者の区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨ一ネ病	牛(ホルスタイン)	患者	一	宇部市大字東吉部一四六四	平成一九、一一、一二

山口県告示第五百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

山口市下小鯖字式番境原三九の七、字三番境原四六から五三まで、七三から七五まで、字壁石五七、五八の一、五九から六一まで、字四番境原六三の一、六三の一、六四、字五番境原六七の一、六七の三、六七第一から六七第五まで、六七第七から六七第一〇まで、字中から二四三から二四五まで、字から二四六の一、二四六の二、二四七の一、二四七の二、二四八から二五四まで、字狐ヶ谷二五八から二六二まで、二六五、二六六(次の図に示す部分に限る。)、字五番山五一三、五一四、二五一から二五二四まで、仁保中郷字一貫野西山三九九の一、三九九の四、六四四の一、六四四の二、六四四の三、六四四の四、六四四の五、六四四の六、六四四の八、六四四の二一から六四四の二六まで、六四四の二九から六四四の三二まで、六四四の三四、六四四の二八、六四四の四〇、六四四の四一、六四四の四三、六四四の四四、字上叶木原三九九の六、二四〇の一、二四〇の二、字下叶木原二四〇の二、二四〇の三、二四〇の四、二四〇の五、二四〇の六、二四〇の七、二四〇の八、二四〇の九、二四〇の一〇、二四〇の一一、二四〇の一二、二四〇の一三、二四〇の一四、二四〇の一五、二四〇の一六、二四〇の一七、二四〇の一八、二四〇の一九、二四〇の二〇、二四〇の二一、二四〇の二二、字上大地切二四一の一、二四一の二、字稲ヶ谷二八三の一、二八三の二、六四三、六四四、字神畑尻二八三の一、字貫野六四〇の四の一、字井ノ奥六四〇五、六四〇七、六四〇九、六四一〇、字鬼ヶ城六四四二、字奥神畑六四五七の五、六四五八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
山口市下小鯖字四番境原六三の一・六三の二・字五番境原六七第二から六七第四まで・字狐ヶ谷二五八・二五九・二六一・二六二・二六五・二六六・字五番山五一三・二五一から二五二四まで・仁保中郷字上叶木原二四〇一(以上一七筆)について次の図に示す部分に限る。( )

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

( ) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。

産部森林整備課及び山口市経済部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。( )

山口県告示第五百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定実施要件を次のように変更する予定である。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 指定実施要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第七百六十八号)及び保安林の指定に関する告示(平成十二年山口県告示第三百三十七号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

( ) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、宇部市経済部農林水産課、光市経済部水産林業課、長門市経済振興部農林課、美祢市農林課、周南市経済部林政課、美東町役場及び秋芳町役場に備え置いて縦覧に供する。( )

山口県告示第五百八十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十二条の規定による同意があつたと認められた。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

区	域	区	分
浜崎区域			主として底びき網を使用して営む漁業

新南陽区域

主としてばら囲刺網を使用して営む漁業

山口県告示第五百九十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、稗田県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 稗田県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 下関市山の田北町地内
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上六階建	一、九四七平方メートル	四二戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十一月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が八百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所  
山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間  
平成十九年十二月三日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年十二月二十七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三一一八七〇)にすること。

山口県告示第五百九十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、中野県営住宅バリアフリー改善工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。))及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 中野県営住宅バリアフリー改善工事(第一工区)
- (一) 工事場所 宇部市大字東須恵字上一ノ割地内
- (二) 工事の概要

工 種	数量又は戸数
バリアフリー住戸改善工	九〇戸
階段室型エレベーター設置工	九基

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
    - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
    - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
    - 3 出資比率が三十分以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十一月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 総合評定値通知書の写し
    - 3 特定建設業の許可通知書の写し
  - (二) 共同企業体競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

4 委任状

- (一) 申請書等の提出方法
  - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (二) 申請書等の提出場所
  - 山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号
- (三) 申請書等の提出期間及び時間
  - 申請書等の提出期間及び時間
  - 平成十九年十二月三日から同月六日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
  - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年十二月二十五日までに発送する。
- (五) その他
  - この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三―八七〇)にすること。



(五六二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
長門市	平成十七年五月十一日から平成十九年三月二十八日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	日置上及び日置中の各一部

二 認証年月日

平成十九年十一月二十日



(五六二) ふく処理師試験の実施

ふくの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号、以下「条例」といふ。)第十六条の規定により、ふく処理師試験を次のとおり実施します。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

平成二十年二月二十一日(木曜日)午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号  
山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

平成二十年三月十三日(木曜日)午前九時から

2 場所

山口市富田原町一番一八号  
財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)で、三年以上ふくの処理の業務に従事したものであること。  
実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成二十年一月四日(金曜日)から同月二十四日(木曜日)まで(郵送の場合は、一月二十四日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

区内	区分	提出先
県内にふくの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」といふ。)がある者		事業所の所在地を所管する保健所

県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの

住所を所管する保健所

県内に事業所及び住所がない者

山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号)(郵便番号七五三〇八五〇一)

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) ふく処理業務従事証明書

(六) ふくの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一条第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万五百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふく処理師試験受験願書等請求」と朱書し、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三センチメートル以上、横二センチメートル以上)を同封すること。  
(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(五六三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成十九年十一月二十日から平成二十年三月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。  
 平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ柳井新庄店

所在地 柳井市新庄四四の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四

藤本 昭

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社岩崎宏健堂	株式会社岩崎宏健堂
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社大創産業	株式会社大創産業
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社岩崎宏健堂	周南市福川三丁目一八番二二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
	株式会社岩崎宏健堂	河戸憲一郎
	株式会社大創産業	矢野 博文

四 届出年月日

平成十九年十一月八日

五 変更年月日

平成十九年十一月九日

(五六四) 農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認しました。  
 平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関成

一 農地保有合理化法人の主たる事務所の所在地及び名称

下関市南部町一番一号

下関市

二 農地保有合理化事業の種類

(一) 農地売買等事業

(二) 研修等事業

(五六五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関成

退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所

徳山中野土地改良区 理事 重永 芳美 周南市大字中野四〇四

(五六六) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、岩国市瀬戸地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類  
岩国市瀬戸地区換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十九年十一月二十一日から同年十二月十日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(五六七) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)換地計画書の縦覧  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第四換地区の換地計画を定めたの  
で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧  
に供します。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類  
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第四換地区)換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十九年十一月二十一日から同年十二月十日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(五六八) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第五換地区)換地計画書の縦覧  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、  
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第五換地区の換地計画を定めたの  
で、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧  
に供します。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類  
県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第五換地区)換地計画書の写し

- 二 縦覧の期間  
平成十九年十一月二十一日から同年十二月十日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(五六九) 地域森林計画の案の縦覧  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、萩森林計  
画区に係る民有林について、平成二十年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間  
における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林  
計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧の場所  
山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県萩農林事務所
- 二 縦覧の期間  
平成十九年十一月二十日から同年十二月二十日まで

(五七〇) 地域森林計画の変更の案の縦覧  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項  
の規定により、山口森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいの  
で、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦  
覧に供します。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧の場所  
山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所
- 二 縦覧の期間  
平成十九年十一月二十日から同年十二月二十日まで

(五七二) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県田布施農林事務所及び山口県周南農林事務所

二 縦覧の期間

平成十九年十一月二十日から同年十二月二十日まで

(五七二) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

二 縦覧の期間

平成十九年十一月二十日から同年十二月二十日まで

(五七三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品の名称及び数量

ネットワークパソコン 二百五十六台

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十年二月十五日

(四) 納入場所

山口県地域振興部情報企画課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十年一月十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年一月十一日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十年一月十一日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六

〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: Network personal computers 256 sets

(3) Delivery period: February 15, 2008

(4) Delivery place: Information Technology Planning Division

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., January 10, 2008

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., January 11, 2008)



山口県内水面漁場管理委員会告示第六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成十九年十一月二十日

山口県内水面漁場管理委員会

会長 高石 敏 男

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面においては、こい(まごい及びにしきごいをいう。)を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

二 指示の有効期間

平成十九年十一月二十四日から平成二十年十一月二十三日まで

平成十九年十一月二十日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）